

土砂等の埋立て等に係る個別法による規制の状況

土砂等の埋立て等の行為は、砂防法、宅地造成等規制法、森林法等の既存の法により一定の規制がなされているが、法の目的に応じて区域や規制の内容等が異なっている。

このため、愛知県全体で統一的な規制がされていない状況である。

表 既存の個別法による主な規制等

法	区域名	主な規制の内容	面積
砂防法	砂防指定地	<ul style="list-style-type: none"> ①土石流や土砂の流出による被害を防ぐため、砂防設備を設置する土地、②被害を発生、助長する行為を禁止、制限する必要のある土地を指定。 造成工事等を行う場合は、知事の許可が必要。 	74,320ha
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地等の土地の区域で、宅地造成に関する工事について規制を行う必要がある区域を指定。 宅地造成を行う場合は、知事（指定都市等にあつては市長）の許可が必要。 	12市3町で 35,943ha
森林法	保安林	<ul style="list-style-type: none"> 水を育んだり、土砂崩れなどの災害を防止したり、美しい景観や保健休養等の場を提供したりする重要な森林を指定。 土地の形質の変更等を行う場合は、知事の許可が必要。 	69,855ha
	地域森林計画対象民有林	<ul style="list-style-type: none"> 森林法第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林。 1haを超える開発する場合は、知事の許可が必要。 	205,876ha

(愛知県の面積:約517,000ha)

<その他の法令>

自然公園法、地すべり等防止法、農地法など